

令和4年8月19日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和4年第8回）議事録

1. 開催日時 令和4年8月19日（金曜日）午後2時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（19名）

1番 齋藤 誠	14番 加藤 三敏
2番 畑山 留美子	16番 富樫 公一
3番 佐藤 喜勝	17番 伊藤 直子
4番 岡部 五一郎	18番 菅原文 克
6番 小野 晃一	19番 佐藤 秀孝
7番 大瀧 浪雄	21番 庄司 和夫
8番 小松 健	22番 伊藤 剛
9番 小松 幸夫	23番 吉尾 麻美
10番 佐藤 順	24番 佐藤 系悦
12番 佐々木 純一	

4. 欠席委員（4名）

5番 佐々木 亨
11番 佐藤 崇
13番 佐々木 知榮
20番 佐藤 源樹

5. 議事日程第1号 令和4年8月19日 午後2時30分 開会

- 第 1. 議事録署名委員指名
- 第 2. 会議書記任命
- 第 3. 会期決定
- 第 4. 議案第57号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件
- 第 5. 議案第58号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
- 第 6. 議案第59号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
- 第 7. 議案第60号 農地転用事業計画変更承認の件
- 第 8. 議案第61号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う
使用貸借権設定の件
- 第 9. 議案第62号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う
貸借権設定の件
- 第10. 議案第63号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う
所有権移転の件
- 第11. 議案第64号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の
判断について

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤英樹	次長	小松幸月
農政班長	小松貢治	農地班長	二見真之
主査	佐々木崇嗣	主査	齋藤身子
主査(矢島庶務班)	石垣あゆみ	主任(岩城庶務班)	佐賀歩
主事(由利庶務班)	阿部健大	主任(大内庶務班)	松永希
主事(東由利庶務班)	遠藤龍介	主査(西目庶務班)	佐藤慎
主事(鳥海庶務班)	木内駿佑		

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

16番 富樫公一

17番 伊藤直子

10. 会議の概要

○議長

これより令和4年8月1日公示招集されました、令和4年第8回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数23名中19名であります。

5番佐々木亨委員、11番佐藤崇委員、13番佐々木知榮委員、20番佐藤源樹委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、議案第57号から議案第64号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、16番富樫公一委員、17番伊藤直子委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第57号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とします。
事務局より説明を求めます

○事務局（西目）

（議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。）

○議長

議案第57号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第57号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第58号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、最初に議案第58号1番について事務局より説明を求めます

○事務局

議案書2ページ1番をご覧ください。

申請内容については記載のとおりです。

譲受人は、令和3年11月に、同地域の今回申請地とは別の農地2筆について農地法第3条の規定に基づく所有権移転許可申請をし、令和4年1月の総会審議の結果不許可と判断されております。

この判断にあたっては、事前に農地委員会で取り扱っておりますので今回申請分についても昨日第3回農地委員会開催しております。事務局説明後、農地委員長より報告がありますのでよろしくお願いいたします。

令和4年1月総会での不許可判断においては、当時既に取得していた同地域の農地2筆について作付けがされておらず、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない、全部効率利用要件を満たしていない、との判断から、事務局より不許可相当との参考意見を申し述べ、挙手採決により不許可となったものであります。

その後、不許可となった農地については当事者より利用権設定の申出があり、これを承認したことから、現在譲受人が同地域で経営する農地は4筆となっております。

今回の申請を受け、8月8日に実施した転用案件の現地確認にあわせて、富樫代理、本間推進委員、事務局の二見、佐々木の4名でこの4筆を確認し、全ての筆において計画通りソバが作付けされていることを確認して参りました。

この現地確認も踏まえ、前回不許可判断の根拠とした全部効率利用要件を満たしていない状態が解消され農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

○議長

議案第58号1番の説明が終わりました。それでは農地委員会からの説明をお願いします。
佐藤喜勝農地委員長。

○佐藤喜勝・農地委員長

農地委員長の佐藤です。

昨日、第3回農地委員会を開催し、本件について意見交換いたしましたので、ご報告申し上げます。事務局説明通り、前回不許可とした判断根拠は、既に所有する周辺農地が農地として活用されていないことによるものでありましたが、計画通りの作付けが確認されたことから、この後の刈り取りも含め、状況を注視する必要はあるものの、許可相当である、との意見を取りまとめました。ちなみにですが、農地法第3条の所有権移転は農地を農地として将来的にわたり有効に利用することを要件として許可されるものであって、将来的に投機的の目的や資産保有目的の申請は当然許可されません。また申請当初より転用計画にされている場合も許可されません。以上報告終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明、農地委員長の報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

本件については、挙手による採決を行います。

お諮りします。議案第58号1番について、申請が適法と認め、許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

もう一度繰り返します。議案第58号1番について、申請が適法と認め、許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【「挙手多数 14人挙手」】

挙手多数であります。

よって、議案第58号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

次に、議案第58号2番から4番について、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。）

○議長

議案第58号2番から4番についての説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第58号2番から4番については、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号2番から4番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第59号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第59号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第59号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第60号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第60号について、議案書に基づき朗読し、当初計画では、畑5筆の農地造成を実施する計画だったが、このうち2筆を除外し、事業規模を縮小したもの。今回の申請は、変更後の転用目的は変わらず、除外する土地以外の事業は完了しており、周辺農地に影響を及ぼさないと認められ、立地基準、転用目的等の一般基準からみても承認相当と判断されること。秋田県農業会議に意見聴取する必要がない旨を説明する。)

○議長

議案第60号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第60号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第60号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第61号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第61号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、三船勘一農地利用最適化推進委員。

○三船勘一・農地利用最適化推進委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第61号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第61号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第61号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第62号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第62号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、23番吉尾麻美委員。

○23番・吉尾麻美委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第62号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第62号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第62号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第63号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第63号1番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16番富樫公一委員。

○16番・富樫公一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第63号2番の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、1番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第63号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第63号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第63号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第64号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請地は令和2年及び令和3年の豪雨により、山間部からの土砂が流入、堆積し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第64号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、16番富樫公一委員。

○16番・富樫公一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第64号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第64号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時12分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 富 樫 公 一

議事録署名委員 伊 藤 直 子